

各位



平成30年2月21日

会社名: 八 洲 電 機 株 式 会 社

代表者名: 代表取締役 会長兼社長 太 田 明 夫

(コード: 3 1 5 3 東証1部)

問合せ先: 執行役員 経営企画本部長 織 田 富 造

(TEL: 03-3507-3349)

上席執行役員制度の導入及び 上席執行役員の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、委任型執行役員である上席執行役員制度の導入及び上席執行役員の選任(平成30年4月1日付)を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【上席執行役員制度の導入について】

1. 上席執行役員制度導入の目的

当社は平成28年6月に監査等委員会設置会社へ移行し、業務執行にかかる権限委譲を すすめる中、今後一層の業務執行と監督の役割を明確化し、各機能の強化を図るため、 上席執行役員制度を導入いたします。

これにより、業務執行機能の拡充並びに意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会の役割を経営方針の決定及び業務執行の監督にさらに集中し、コーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。

2. 上席執行役員制度の概要

- (1) 上席執行役員は、指名・報酬諮問委員会の提言に基づき取締役会で選任され、分担された業務の執行責任を負います。
- (2) 上席執行役員は、委任契約に基づく選任です。
- (3) 上席執行役員に階層を設け、副社長執行役員・専務執行役員・常務執行役員・上席執行役員とします。
- (4) 取締役会と業務執行との連携の必要性を考慮し、取締役(但し、監査等委員である取締役を除く)を兼務する事があります。
- (5) 任期は1年とします。

3. 制度実施日

平成30年年4月1日



【上席執行役員の選任について】

1. 取締役兼務上席執行役員の選任(平成30年4月1日付)

新 役 職 名	氏	名	現 役 職 名
取締役 兼 専務執行役員	白 石	誠仁	専務取締役
取締役 兼 常務執行役員	齋 藤	勲	常務取締役
取締役 兼 常務執行役員	藤堂	憲治	取締役
取締役 兼 上席執行役員	石澤	輝之	取締役
取締役 兼 上席執行役員	大 関	_	取締役

2. 上席執行役員の選任(平成30年4月1日付)

新 役 職 名	氏	名	現 役 職 名
上席執行役員	本 柳	政 男	執行役員
上席執行役員	織田	富造	執行役員

※ 担当業務などの詳細については、本日開示の「組織変更及び人事異動に関するお知らせ」を ご参照願います。

以 上